

教員養成に係る組織

(1) 教職実践センター（大学・短期大学部共通）

- ・ 委員会等の名称

作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部教員養成カリキュラム委員会

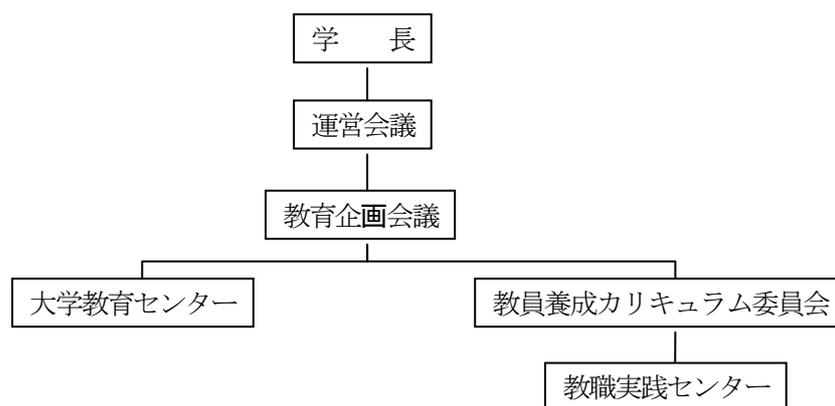
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

①各学部長(2学部各1名計2名)、②教職科目担当教員若干名、③幼稚園担当教員1名、④小学校担当教員若干名、⑤中高英語担当教員1名、⑥中高国語担当教員1名、⑦高校商業担当教員1名、⑧高校情報担当教員1名、⑨高校公民担当教員1名、⑩特別支援教育担当教員1名、⑪教職実践センター教員2名、⑫事務局長及び教務課長(各1名計2名)、⑬その他委員長が必要と認める教員。但し、高校情報及び公民担当教員は平成25年度入学生までが教職課程在籍する期間、中高英語担当教員は平成29年度入学生までが教職課程在籍する期間までとする。

- ・ 委員会等の運営方法

①委員の任期は2年とし、再任を妨げない。②委員長は学部長の互選により定める。③委員会は、委員の3分の2の出席により成立する。④議事は教員養成教育課程の編成、運営、検証、企画、立案など全般にわたる。⑤教員養成教育の充実及び実践のために、教職実践センターを置く。⑥委員会に関する事務は教務課において処理する。⑦開催頻度：ほぼ毎月1回。

【委員会の組織図】



(2) 短大実習委員会（短期大学部独自）

- ・ 委員会の名称

作新学院大学女子短期大学部実習委員会

- ・ 委員会の構成員

幼稚園実習担当教員5名、保育所実習担当教員4名、施設実習担当教員3名

- ・ 委員会の運営方法

①委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。②委員長は、委員の互選による。③委員会は、実習に関する次の事項を審議する。1.実習の編成及び実習計画に関すること。2.実習の運営に関すること。3.実習指導（事前・事後指導を含む）に関すること。4.実習の評価に関すること。5.実習の履修資格要件に関すること。6.その他実習に関すること。④開催頻度：ほぼ2月に1回。